

平成29年第1回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年5月2日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成29年5月2日 午前9時宣告

開 議 平成29年5月2日 午前9時宣告

応 招 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番
1 0 番 永田 耕朗 1 1 番 西村 清勇 1 2 番 今橋 寿子
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

不応招議員 なし

出 席 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番
1 0 番 永田 耕朗 1 1 番 西村 清勇 1 2 番 今橋 寿子
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長		チム佐川推進課長	岡崎 省治
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	片岡 雄司
教 育 長	川井 正一	産 業 建 設 課 長	公文 博章
会 計 管 理 者		農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	健 康 福 祉 課 長	田村 秀明
税 務 課 長	森田 修弘	国 土 調 査 課 長	廣田 郁雄
収 納 管 理 課 長	西森 恵子	病 院 事 務 局 次 長	池内 智保
町 民 課 長	和田 強		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子

平成29年第1回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成29年5月2日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町長挨拶 |
| 日程第4 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第5 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第6 | 議案第52号 | 物品購入契約について |

議長（藤原健祐君）

ただいまから、平成 29 年第 1 回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は、13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は町長が体調不良により副町長が町長代理説明者とします。

ここで日程に先がけまして、4 月に町職員の人事異動があつております。佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立ください。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。総務課長を務めさせていただくことになりました麻田です。よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。チーム佐川推進課長になりました岡崎です。よろしくお願いいたします。

教育次長（片岡雄司君）

おはようございます。教育次長を務めさせていただきます片岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長（森田修弘君）

おはようございます。税務課長を務めさせていただきます森田です。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。健康福祉課長になりました田村です。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

おはようございます。町民課長を務めさせていただくことになりました和田です。よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局長（吉野広昭君）

おはようございます。農業委員会事務局長になりました吉野と申します。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

以上の方々です。よろしくお願いいたします。

本日、病院事業副管理者の渡辺事務局長が欠席のため、池内次長が代理出席しています。会計課長も体調不良のため欠席の申し出があつております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、11 番、西村清勇君、12 番、今橋寿子君、両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日と決定をしました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

副町長 (村田豊昭君)

おはようございます。本日は、連休前のお忙しい中、臨時議会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、承認案件 2 件と、物品購入契約議案 1 件をお願いしております。何とぞ適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (藤原健祐君)

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第 4、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について)、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 (村田豊昭君)

それでは、承認案件について、御説明を申し上げます。

承認第 1 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、佐川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

税務課長 (森田修弘君)

おはようございます。私のほうから、承認第 1 号について説明をさせていただきます。

承認第1号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことを受けて実施するものです。

参考資料のほうで説明させていただきますので、参考資料（承認第1号関係）をごらんください。

この資料の1ページから4ページまでは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の概要でございます、総務省作成の資料です。この中で、町税条例に関係する主要なものを説明させていただきます。

まず1の個人所得課税改革。これは配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについてとなりますが、町税条例にかかわるものとしては個人の町民税の所得割の非課税の範囲等を定めた附則について、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、現行の控除対象配偶者を同一制限配偶者に名称変更いたします。

次に、2の車体課税。1つ目の◎については県税となります。2つ目の◎、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直しですが、現行の特例措置であります燃費性能等による軽減について、重点化を行った上で適用期間が2年間延長となります。

軽自動車税にかかる重点化の内容につきましては、4ページを開いていただきまして、一番下の表のとおりとなっております。

恐れ入ります2ページのほうをお願いします。

3の固定資産税等。1つ目の◎。居住用超高層建築物に係る課税の見直しですが、これはいわゆるタワーマンションに係る課税の見直しでございます、現在、町内には対象物件はありませんが、法改正に合わせて条例改正が必要となるものです。

2つ目の◎。固定資産税等の特例措置。この中で、町税条例に関係するものは、上から2つ目と3つ目の○になります。

これは従来の法規定及び創設された特例措置について、固定資産税のわがまち特例を導入するものです。

3ページのほうをお願いします。

4の県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲については、政令指定都市にかかわるものですので説明を省略します。

次に、5の災害に関する税制上の措置の常設化。1つ目の○につきましては、これまで個別対応されてきた固定資産税の特例措置に

ついて、常設規定が創設されたことによるもので、法改正に合わせて条例改正が必要となるものです。

2つ目の○につきましては、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の適用期間を2年度分から4年度分に拡充するものです。

6については省略いたします。

5ページのほうをお願いします。

5ページからは、佐川町税条例の改正概要の表になっています。

4ページまでの総務省作成の資料の中で説明できなかったものうち、主なものについて説明させていただきます。

6ページをお願いします。左のNo.の欄、12番。これは町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

7ページのほうへ行きまして、17番。これは軽自動車税の賦課徴収の特例になりますけれども。昨年ありましたような、燃費試験不正行為等に対応するための規定の整備でして、軽自動車税の納税不足額が生じたときの賦課徴収に関する特例となります。

続きまして、19番。これも町民税の課税の特例について適用期間を3年間延長するものになります。

下の23番から25番については附則による一部改正条例の一部改正となりますが、先に説明いたしました軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しに伴う規定の整備となります。

以上が主な改正内容になります。

なお、施行につきましては、条例の条項欄の記載のとおりであります。施行日の記載のないものにつきましては、原則、29年4月1日施行です。

以上で、承認第1号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

休憩します。

休憩 午前9時20分

再開 午前 9 時 21 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 1 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 5、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長（村田豊昭君）

それでは、御説明を申し上げます。

承認第 2 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法及び航空機燃料剰余税法の一部を改正する法律等が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

税務課長（森田修弘君）

私のほうから、承認第 2 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、を説明させていただきます。

この改正は、先ほどの佐川町税条例の一部を改正する条例と同じように、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成 29 年 3 月 31 日に施行されたことを受けて実施するもので

す。

参考資料で説明させていただきますので、参考資料（承認第2号関係）をごらんください。

改正内容は、低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の拡充です。5割軽減及び2割軽減の判定基準が拡充されました。資料の下側、点線枠の左側の現行と、右側の改正後をごらんいただきたいと思います。

7割軽減についての変更はありません。

5割軽減基準額。基礎控除額33万円に、被保険者の数に乗すべき金額、現行26万5千円から、改正後は27万円に引き上げとなります。

2割軽減基準額。基礎控除額33万円に、被保険者の数に乗すべき金額、現行48万円から、改正後は49万円に引き上げとなります。条例の施行日は、平成29年4月1日です。

以上で、承認第2号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第52号、物品購入契約について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長（村田豊昭君）

それでは、提出議案について、御説明を申し上げます。

議案第 52 号、物品購入契約につきましては、平成 29 年 4 月 24 日に入札を行いました平成 29 年度さかわぐるぐるバス購入事業の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札。契約金額は、929 万 2,840 円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川町中組 77 番地、株式会社田村モータース、代表取締役田村公範でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうから、議案第 52 号、物品購入契約についての説明をさせていただきます。

まず、契約の相手方でございますけれども、高知県高岡郡佐川町中組 77 番地、株式会社田村モータース、代表取締役田村公範でございます。

この、バス 2 台の購入理由でございますけれども、今、4 月から実証運行ということで 1 台のバスで運行しております。10 月から本格運行を予定をしておりますけれども、この 2 台を購入することによりまして、今は郊外線、郊外から中心部を結ぶ郊外線については、4 月、5 月、隔月ごとに路線を組みかえをして走らせております。それを、毎週、全路線とも毎週 1 回にすることが出来ます。それとあと、中心部の路線につきましても、今現在はですね、1 日 3 回の運行となっておりますけれども、これをもう 1 台購入することによりまして、最大では、いまのところ試算では 1 日 10 回の中心部を回ることが出来るというふうな試算になっております。そういうことも含めまして、町民の方の利便性を向上するというので 2 台を購入することにしております。

入札の概要につきましては、参考資料の一番後ろのページに載せております。

4 月 24 日に入札を行いまして、3 社から応札がございました。指名競争入札ですけれども、落札価格としては 839 万 3,056 円ということになります。これに消費税をかけさせていただきますと、あと重

量税とか、その法定の費用、これがございしますが、これを上乗せした金額の2台分の金額トータルして929万2,840円の契約金額となっております。

車の仕様につきましては、その参考資料の、ちょっと1枚めくっていただきますと、細かい資料が載っております。

まず納入期限といたしましては、9月15日。種別、車種としましては、トヨタのハイエース、ウエルキャブ、送迎仕様車ということで、定員は10名。これは、運転手含めて10名ということで、お客さんが乗る定員としては8名、8座席の確保となります。

後ろのほうに、1枚めくっていただいて後ろのほうに写真がございすけれども、今、1台走らせている車と同様の車ということになります。これを2台購入をさせていただきたいというふうに考えております。

説明としては以上になります。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

8番（中村卓司君）

3台目ですよね、これ。前回の金額とかを自分は覚えてないがですけど、その前回との、メーカーも違うのか同じなのか、それからその差額があったらどうなるのか。同じもんが差額が、入札なので仕方ないかもわかりませんが、その辺の事情と、4台目、もう1台ありますよね。それを、どういうふうにやるのか、この質問以外なんで答えれなかったら結構なんですけれども、ちょっとその辺を聞かせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。すみません、前回の1台目の購入価格については、ちょっと手元に具体的な資料がございませんけれども、ほぼ同じような金額、1台に換算してですね、同じような金額であったというに記憶しております。車種についても同じでございます。仕様についても同じです。

4台目という話ございましたけれども、むしろ運行としては3台で回していく予定ではございますけれども、例えば車検に出すとかですね、いろいろなことがございますので、来年度以降ですね、4台目のほうも検討していかないかというふうには考えております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

7 番（岡村統正君）

これには当然、冬のスタッドレスタイヤというものが、当然これの見積もりの中、印刷の中へは金額として入っちゅうと思いますが、その点についてはどうですか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。仕様としては四輪駆動という仕様にはなっておりますけれども、スタッドレスの仕様ということにはなっておりません。

7 番（岡村統正君）

当然、これは必要なものと思いますので、そのあたりも今後、考えていく必要があろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。また、検討もしてみたいと思っております。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

これは2台で920万、税込みの価格ですかね。前回、そうすると、1台がものすごく高いように感じますけれども。これは2台の価格なのか、1台の価格なのか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この契約金額につきましては、2台トータル、諸費用、法定費用も含めての2台トータルの金額ですので、1台に換算いたしますと、これを2で割るといふ形になります。

10 番（永田耕朗君）

休憩願ひます。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時32分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、物品購入契約について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は終了しました。

町長挨拶願います。

副町長（村田豊昭君）

本日は、適切なる御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様におかれましても、季節の変わり目でございます。体調には十分注意を払われまして、今後とも町政に御尽力いただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

本日は、ありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成 29 年第 1 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9 時 33 分